

第十九回国会 衆議院 厚生委員會議錄 第十四号

昭和二十九年三月十五日(月曜日)

午前十一時七分開議

出席委員

委員長代理 理事青柳 一郎君

理事中川源一郎君 理事松永 佛骨君

理事長谷川 保君

寺島隆太郎君 降旗 徳弥君

山口六郎次君 山下 春江君

滝井 義高君 萩元たけ子君

柳田 秀一君 杉山元治郎君

山口シヅエ君

出席政府委員

厚生政務次官 中山 マサ君

厚生事務官 高田 正己君

(業務局長) 厚生事務官 安田 巖君

(社会局長) 厚生事務官 田辺 繁雄君

厚生事務官引 湯淺護行次君

委員外の出席者

専門員 川井 章知君

専門員 引地亮太郎君

三月十二日

委員中川俊思君辞任につき、その補

欠として大橋武夫君が議長の指名で

委員に選任された。

同日

委員大橋武夫君辞任につき、その補

欠として中川俊思君が議長の指名で

委員に選任された。

同月十五日

中川俊思君が理事に補欠当選した。

三月十二日

母子福祉資金の貸付等に関する法律

の一部を改正する法律案(内閣提出

第九七号)

同日

クリーニング業法における試験制度

存続に関する請願(中井一夫君紹介)

(第三三五一号)

同(小平忠君紹介)(第三三三二二二)

同(降旗徳弥君紹介)(第三三六四四

号)

同(三浦一雄君外一名紹介)(第三四

六五号)

同(柳原三郎君紹介)(第三四六六

号)

同(中村時雄君紹介)(第三四六七

号)

社会保障費増額に関する請願(稻葉

修君紹介)(第三三三三三三)

新潟県に国立結核アブター・ケア設

置に関する請願(稻葉修君紹介)(第

三三三四四号)

同(櫻井奎夫君紹介)(第三四六九

号)

未婚遺者留守家族等援護法による医

療給付適用期間延長等に関する請願

(稻葉修君紹介)(第三三五五五)

戦没者遺族に弔慰金等支給に関する

請願(山下春江君紹介)(第三三五六

号)

戦傷病者の援護強化に関する請願

(中澤茂一君紹介)(第三三五七号)

同(松平忠久君紹介)(第三三五八

号)

同(降旗徳弥君紹介)(第三三五九

号)

同(羽田武嗣郎君紹介)(第三三九九

号)

同(小川平二君紹介)(第三四六二

号)

同(原茂君紹介)(第三四六三三)

指定薬品以外の医薬品販売業者資格

制度に関する請願(倉石忠雄君紹介)

(第三三六〇号)

同(坂田英一君紹介)(第三三六一

号)

同(中井一夫君紹介)(第三三六二

号)

同(佐藤善一君紹介)(第三三六三

号)

同(尾崎末吉君紹介)(第三四六八

号)

社会保険診療報酬一点単価引上げに

関する請願(仲川房次郎君紹介)(第

三三六四四号)

国民健康保険団所保健婦の設置費

国庫補助に関する請願(杉村沖治郎

君紹介)(第三三六五五号)

保健所保健婦の国庫補助増額に関す

る請願(長野長廣君紹介)(第三三六

六号)

理容師美容師法の一部改正反対に関

する請願(中澤茂一君紹介)(第三四

〇〇号)

結核医療費増額に関する請願(長野

長廣君紹介)(第三四五八八号)

谷地町立保育所増築費補助に関する

請願(牧野寛素君紹介)(第三四九九

号)

清棉法案の一部修正に関する請願

(只野直三郎君紹介)(第三四六〇

号)

社会保険における暖房料認可に関す

る請願(只野直三郎君紹介)(第三四

六一号)

戦傷病者戦没者遺族等援護法の公務

死適用範囲拡大に関する請願(荒船

清十郎君紹介)(第三四七〇号)

の審査を本委員会に付託された。

同月十三日

社会保険制度確立に関する陳情書

(東京都議会議員佐々木恒司)(第一

七三三四号)

社会保険費減額反対に関する陳情書

(札幌市議会議員斎藤忠雄)(第一七

三五五号)

同(宮城県亘理郡山下村国立宮城療

養所患者自治体宮友会委員長佐藤長

作)(第一七三六号)

同(石川県河北郡三谷村国立療養所

医王園患者自治会会長山佐喜和外二

三十三名)(第一七三七七号)

同(東京都千代田区神田神保町三丁

目二十七番地東京都二十三区婦人議

員団宮本クニ)(第一七三八号)

同(上田市長野県小県郡社会福祉協

議会会長細田延一郎外三十九名)(第

一七三九号)

国民健康保険関係予算復活に関する

陳情書(秋田市土手長町秋田県国民

健康保険団体連合会理事長斎藤幸

男)(第一七四〇号)

健康保険医療費助成金等に関する陳

情書(兵庫県出石郡神美村長平尾源

太夫)(第一七四一号)

同(兵庫県城崎郡奈佐村長岡谷藤石

エ門)(第一七四二二二)

国民健康保険所屬保健婦の給与金額

国庫負担に関する陳情書(西宮市日

本看護協会兵庫支部長高口住子外

一名)(第一七四三三三)

保健所保健婦設置費に対する国庫補

助存続に関する陳情書(日本看護協

会兵庫支部保健婦部長山上津多外

一名)(第一七四四四四)

保育所の措置費増額に関する陳情書

(東京都渋谷区千駄ヶ谷四丁目七百

十四番地井上信子外二名)(第一七四

五五五号)

保育所の定員制等に関する陳情書

(新潟県岩船郡岩船町保育所長坂野

誠一郎外七名)(第一七四六六六)

同(三重県度会郡保育所連絡協議会

板淵楠二郎)(第一七四七七七)

清棉法の成立促進に関する陳情書

(岡山市長横山泉太)(第一七四八

号)

同(津山市長中島琢之)(第一七四九

号)

同(岡山県児島郡琴浦町長角南雄一

外一名)(第一七五〇〇〇)

熊本県に国立、研究所建設に関する

陳情書(福岡市因幡町二十五番地

の一九州医師会長渡辺信吉)(第一七

五五一号)

同(熊本市花畑町八十三番地の十熊

本県医師会長西郷一恵)(第一七五二

号)

を本委員会に送付された。

本日の会議に付した事件

理事の互選

小委員及び小委員長の補欠選任

小委員の追加選任
母子福祉資金の貸付等に関する法律の一部を改正する法律案（内閣提出第九七号）

○青柳委員長代理 これより会議を開きます。

都合により委員長が不在でありますので、私が委員長職を勤めます。まず理事並びに小委員の補欠選任についてお諮りいたします。

去る十二日中川俊思君が委員を辞任せられたのに伴いまして、理事並びに人口問題に関する小委員に欠員を生じましたので、その補欠選任を行いたいと思ひますが、この選任の手續に關しましては、委員長より指名するに御異議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○青柳委員長代理 御異議なしと認め、再び委員に選任された中川俊思君を、理事並びに人口問題に関する小委員に指名いたします。

なお中川君は人口問題に関する小委員長の職にあられたが、再び小委員長に選任するに御異議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○青柳委員長代理 御異議なしと認め、そのように決めます。

次に、食生活改善に関する小委員追加選任の件についてお諮りいたします。現在食生活改善に関する小委員会は小委員六名よりなつておりますが、これを七名とし、高橋等君を同小委員に追加選任することに御異議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○青柳委員長代理 御異議なしと認め、そのように決めます。

○青柳委員長代理 次に、母子福祉資金の貸付等に関する法律の一部を改正する法律案を議題として、審査に入ります。まず、中山政務次官より趣旨説明を聴取することにいたします。

母子福祉資金の貸付等に関する法律の一部を改正する法律案

母子福祉資金の貸付等に関する法律の一部を改正する法律案

母子福祉資金の貸付等に関する法律（昭和二十七年法律第三十五号）の一部を次のように改正する。

第一条中「児童の福祉を増進すること」を「児童の福祉を増進するとともに父母のない児童に対し、資金の貸付を行うことにより、その自立自活の促進を図ること」に改める。

第二条中第二項を第三項とし、第一項の次に次の一項を加える。

2 この法律において「父母のない児童」とは、父母（実父母及び養父母を含む。以下同じ）と死別した児童及びこれに準ずる左の各号の一に掲げる児童をいう。

一 父母の生死が明らかでない児童

二 父母から遺棄されている児童

三 父母が海外にあるためその扶養を受けることができない児童

四 父母が精神又は身体障害により長期にわたつて労働能力を失つてゐるためその扶養を受けることができない児童

五 前各号に掲げる者に準ずる児童であつて政令で定める者

第三条第一項中「左の各号に掲げる資金を」の下に「父母のない児童

童に対し、第六号及び第七号に掲げる資金を」を加え、同項中第六号及び第七号を次のように改め、同条第二項中「前項の場合において、」の下に「配偶者のない女子であつて現に児童を扶養している者に対する」を加え、同条第四項を削る。

六 配偶者のない女子が扶養してゐる児童又は父母のない児童が、学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）に規定する高等学校（盲学校、ろう学校又は養護学校の高等部を含む。以下同じ）若しくは大学に就学し、又は医師法（昭和二十三年法律第二十一号）第十一条に規定する実地修練（以下「実地修練」という）を受けるのに必要な資金（以下「修学資金」という）

七 配偶者のない女子が扶養してゐる児童又は父母のない児童が、事業を開始し、又は就職するために必要な知識、技能を習得するに必要な資金（以下「修業資金」という）

第六条第二項中「第九条」を「第九条第一項」に改める。

第八条の次に次の二条を加える。

（財産管理者の不当使用）
第八条の二 都道府県は、第三条第一項の規定により父母のない児童に対し、修学資金又は修業資金の貸付が行われた場合において、当該児童の財産を管理する親権を行う者又は後見人が、当該貸付金を貸付の目的以外の目的に使用したときは、その者に対し、使用した金額に相当する金額を都道府県に

納付すべきことを命ずることができ、都道府県が前項の規定により納付することを命じた場合において、は、当該父母のない児童の都道府県に対する貸付金の償還の債務は、当該親権を行う者又は後見人が納付することを命ぜられた限度において消滅するものとする。

（後見人解任の請求）
第八条の三 第三条第一項の規定により修学資金又は修業資金の貸付を受けた父母のない児童の後見人に、当該貸付金の使用に關し不正な行為その他後見の任務に適しない事由があるときは、民法第八百四十五条の規定による後見人の解任の請求は、同条に定める者の外、都道府県知事も行うことができる。

第九条の見出しを「（違約金等）」に改め、同条中「前条」を「第八条」に改め、同条に次の一項を加える。

2 前項の規定は、第八条の二第一項の規定により納付を命ぜられた者が支払期日に納付を命ぜられた金額を納付しなかつた場合に準用する。

第十二条第二項中「及び第九条の規定による違約金」を「第八条の規定による納付金及び第九条の規定による違約金等」とし、「貸付金をもつてその歳出とする。」を「貸付金及び貸付に關する事務に要する費用をもつてその歳出とする。」に改め、同条に次の一項を加える。

3 前項に規定する貸付に關する事務に要する費用の額は、貸付金の利子及び第九条の規定による違約

金等のうち収納済となつたものの三分の一に相當する金額の範囲内において厚生大臣の定めるところにより算定した額と、当該経費に充てるための一般会計からの繰入金金の額との合計額をこえてはならない。

第十三条第一項中「貸付金の財源として、」を削り、「都道府県が」の下に「貸付金の財源として」を加える。

附則
（施行期日）
1 この法律は、昭和二十九年四月一日から施行する。

（印紙税法の一部改正）
2 印紙税法（明治三十二年法律第五十四号）の一部を次のように改正する。

第五条中第六号の八の次に次の一号を加える。
六ノ八ノ二 母子福祉資金の貸付等に関する法律ニ依ル貸付金ニ關スル証書

○中山政務委員 ただいま議題となりました母子福祉資金の貸付等に関する法律の一部を改正する法律案につきまして、その提案の理由を御説明申し上げます。

改正の第一点は、修学資金及び修業資金を父母のない児童に對しても貸し付けることにいたしました点であります。母子福祉資金の貸付等に関する法律は、母子家庭の福祉の増進のためきわめて有効な働きを示しておるのであります。父母のない児童に對しましては、社会的あるいは経済的条件におきまして、母子家庭の子よりも一般的

に低いものがあるにもかかわらず、修学資金または修業資金の貸付を受けることができなかったのであります。これは公平の見地から見しても問題でありませんが、最近では、一定の知識とか技能を身につけないと、一人で生活して行くのは、容易ではないのであります。この父母のない児童の不利な条件を除去または緩和するために、父母のない児童に対しては、修学資金または修業資金を貸し付け、将来独立して自活することのできる能力を得る機会を与えることにいたしましたわけあります。

改正の第二点は、特別会計の歳出に貸付に関する事務に要する費用を加え、その限度を規制することにした点であります。母子福祉資金の貸付業務は、都道府県の事務として実施されておるのでありますが、貸付を行うにあつての調査、指導とか償還とかに関する事務は貸付制度の運用について欠くことのできないものであるにもかかわらず、地方財政の逼迫している現在、都道府県が事務費の必要額を十分に確保することが困難なのであります。従いまして事務費を一般会計からの繰入金のほか、償還金の利子、違約金等を財源として支出することができるようになりました。

以上が改正案の概要であります。何とぞ御審議の上、すみやかに可決せられんことをお願い申し上げます。

○青柳委員長代理 以上で説明を終わりました。

なお本日日程に掲げております身体障害者福祉法の一部を改正する法律案、児童福祉法の一部を改正する法律案、消費生活協同組合法の一部を改正す

る法律案、未帰還者留守家族等援護法の一部を改正する法律案、医薬関係審議会設置法案、医療法の一部を改正する法律案、あへん法案、以上七法案の質疑は次会以後に議ることとしたし、本日はこれにて散会いたします。

次会は追つて公報をもつてお知らせいたします。

午前十一時十三分散会

昭和二十九年三月十七日印刷

昭和二十九年三月十八日発行

衆議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局